

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業
事業者等が付す保険等

令和 8 年 8 月

国土交通省 関東地方整備局

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業における

事業者等が付す保険等

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）第 9 条及び第 29 条の定めるところにより、相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる用語の意義は、別段の定めのない限り、「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1）の別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによる。

第 1 設備更新業務及び工事監理業務の履行に係る保険

設備更新業務及び工事監理業務の履行に係る保険として、建設工事契約履行保証保険、工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を建設工事契約履行保証保険以外の方法により行う場合には、建設工事契約履行保証保険の付保の必要はない。

1 建設工事契約履行保証保険

（１）保険名称

建設工事契約履行保証保険

（２）保険内容

事業者又は設備更新企業及び工事監理企業の契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が関東地方整備局に支払うべき違約金を担保する。

（３）付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と設備更新企業及び工事監理企業との間における設備更新業務及び工事監理業務の実施に関する契約の締結日から事業者と設備更新企業及び工事監理企業との間における設備更新業務及び工事監理業務の実施に関する契約終了日までとする。なお、落札者が S P C を設立しない場合は、関東地方整備局と代表企業等との事業契約の締結日から工事業務及び工事監理業務の完了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、設備更新企業及び工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ関東地方整備局を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、設備更新費（消費税及び地方消費税を含む。）の 10% 以上とする。
なお、事業者又は設備更新企業もしくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2 工事保険

(1) 保険名称

工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

設備更新業務に係る工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、設備更新業務に係る全てとする。
- ② 保険期間は、設備更新期間の全期間（⑥を始期とし全新設LED道路照明の引渡完了日まで）とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は設備更新企業とする。
- ④ 被保険者は、関東地方整備局及び事業者、設備更新企業、工事監理企業並びにその全ての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、設備更新費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と設備更新企業との間における設備更新業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者又は設備更新企業が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、遅くとも設備更新企業が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。
- ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。

3 第三者賠償責任保険

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

工事遂行に伴って派生した第三者（関東地方整備局及びその職員、道路利用者、地域住民を含む。）に対する事業者又は設備更新企業（その下請負人等を含む。）の負う対人及び対物賠償損害を担保する。また、工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、設備更新業務に係る全てとする。
- ② 保険期間は、設備更新期間の全期間（⑥を始期とし全新設LED道路照明の引渡完了日まで）とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は設備更新企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、設備更新企業、工事監理企業並びにその全ての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 設備更新企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とす

る。

- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と設備更新企業との間における設備更新業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者又は設備更新企業が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、遅くとも設備更新企業が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。

第2 設備維持業務の履行に係る保険

設備維持業務の履行に係る保険として、建設工事契約履行保証保険、工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を建設工事契約履行保証保険以外の方法により行う場合には、建設工事契約履行保証保険の付保の必要はない。

1 建設工事契約履行保証保険

(1) 保険名称

建設工事契約履行保証保険

(2) 保険内容

事業者又は設備維持企業の契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が関東地方整備局に支払うべき違約金を担保する。

(3) 付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と設備維持企業との間における設備維持業務の実施に関する契約の締結日から事業契約終了日までとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、関東地方整備局と代表企業等との事業契約の締結日から事業契約終了日までとする。また、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、設備維持企業を契約者とする場合は、それぞれ関東地方整備局を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、設備維持費（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上とする。また、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。なお、事業者又は設備維持企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2 工事保険

(1) 保険名称

工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

設備維持業務に係る工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、設備維持業務に係る全てとする。
- ② 保険期間は、設備維持業務の全期間（令和9年4月1日から本事業の終了日まで）とする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は設備維持企業とする。
- ④ 被保険者は、関東地方整備局及び事業者、設備維持企業並びにその全ての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、設備維持業務の全期間（令和9年4月1日から本事業の終了日まで）の設備維持費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と設備維持企業との間における設備維持業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者又は設備維持企業が本施設の設備維持業務を開始する日までに契約するものとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、遅くとも設備維持企業が本施設の設備維持業務を開始する日までに契約するものとする。
- ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。

3 第三者賠償責任保険

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

設備維持対象施設の設備維持の欠陥に起因して派生した第三者（関東地方整備局及びその職員、道路利用者、地域住民を含む。）に対する事業者又は設備維持企業（その下請負人等を含む。）の負う対人及び対物賠償損害を担保する。また、工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、設備維持業務に係る全てとする。
- ② 保険期間は、設備維持業務の全期間（令和9年4月1日から本事業の終了日まで）とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は設備維持企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、設備維持企業並びにその全ての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 設備維持企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と設備維持企業との間における設備維持業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者又は設備維持企業が本施設の設備維持業務を開始する日までに契約するものとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、遅くとも設備維持企業が本施設の設備維持業務を開始する日までに契

約するものとする。